

若年がん患者ターミナルケア 在宅療養生活支援助成金交付事業

久喜市では、若年の末期がん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活が送れるよう在宅サービス利用料の一部を助成します。

1 対象 ■次の①から③すべてに該当する方

- ① 40歳未満で市税の滞納がない久喜市民の方
- ② 末期がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）で在宅療養生活への支援及び介護が必要な方
- ③ 他の制度において、同等の給付を受けることができない方

2 対象サービス

◆訪問介護…身体介護・生活援助・通院等乗降介助

◆訪問入浴介護

◆福祉用具の貸与

- ・車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具・体位変換器・自動排泄処理装置
- ・移動用リフト（つり具の部分を除く）・歩行補助杖・歩行器
- ・手すり（※1）・スロープ（※1） ※1については工事を伴うものを除く

◆特定福祉用具の購入

- ・腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分



3 補助金額 ■対象サービス利用料、福祉用具購入費用の9割（上限額は次のとおり）

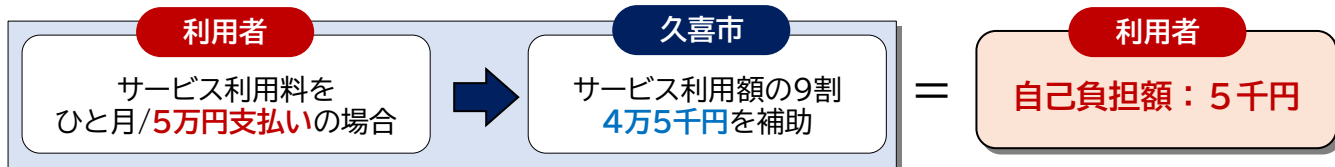
サービス種別	上限額
訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与を合わせて	月額 72,000円
特定福祉用具の購入	対象者1人につき 90,000円

※この他、申請に必要な意見書作成料を補助します。（上限**5,000円**）

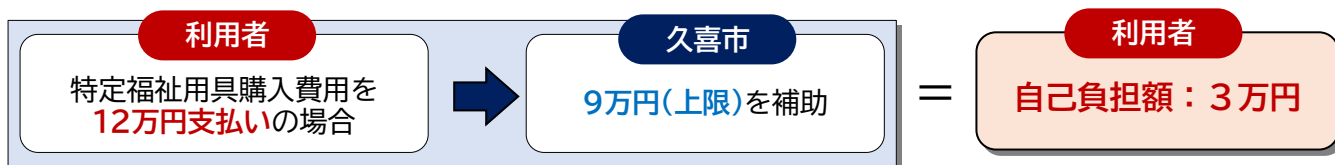
※生活保護世帯の方は、補助金額が異なります。

※1か月あたりの上限を超えてサービスを利用した場合は、超過額が全て自己負担となります。

例1)



例2)





申請手続きの流れ



1 利用申請

下記の申請書類を中央保健センターまたは栗橋保健センターへご提出ください。

(郵送の場合は中央保健センターに送付してください。)

来所や郵送が難しい方は、中央保健センターにご相談ください。担当者が訪問し受付いたします。

- ① 若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援助成金交付事業利用申請書 (様式第1号)
- ② 若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援助成金交付事業利用意見書 (様式第2号)
- ③ 委任状 (申請者と利用者が異なる場合) (別紙)

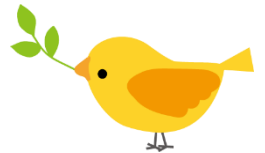
※この他、申請者と利用者の本人確認書類をご提示いただきます。(郵送の場合は写し)

2 利用決定の通知

申請内容を審査し、利用を決定すると、市から決定通知書 (様式第3号) を郵送でお送りします。

3 サービスの利用

利用決定後、サービス提供事業者等と契約を行い、利用を開始してください。



4 サービス利用料の支払い (利用者からサービス事業者等へ)

サービス提供事業者から請求された額の全額を支払い、領収書、明細書 (サービスの内容、利用回数、金額等が記載されたもの) を必ず発行してもらってください。

5 サービス利用料の請求 (利用者から久喜市へ)

下記の申請書類を中央保健センターまたは栗橋保健センターへご提出ください。

(郵送の場合は中央保健センターに送付してください。)

来所や郵送が難しい方は、中央保健センターにご相談ください。担当者が訪問し受付いたします。

- ① 若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援助成金交付申請書兼請求書 (様式第5号)
- ② サービス提供事業者等が発行する領収書 (写し)
- ③ サービスの内容、利用回数、金額等が記載された明細書 (写し)
- ④ 振込先の金融機関・支店・口座番号が分かるもの (通帳の写し等)

※意見書作成料を請求する場合も、医療機関から発行された領収書 (写し) を添えてご提出ください。

6 請求者への支払い (久喜市から利用者へ)

請求内容を審査し、適当と認められた場合は、指定の口座に助成金を振り込みます。

※記入する書類は、保健センター (中央・栗橋) で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。



市ホームページ

【問合せ先】 地域保健課

中央保健センター 〒346-0005 久喜市本町 5-10-47 TEL:0480-21-5354 FAX:0480-21-5392